

2023年6月21日

お客さま 各位

東海労働金庫

職員のマスク着用について

日頃は、東海ろうきんに対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスは感染症法上の5類に位置付けられ、「脱マスク」が徐々に進展している昨今の社会動向を踏まえ、業務中のマスク着用は職員個人の判断に委ねることといたします。

引き続き、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮に努めてまいりますので、今後も東海ろうきんに対し変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上